

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月6日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 9万1,000円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

平成30年1月23日午前11時頃、新居浜市高津共同調理場駐車場（宇高町二丁目13番7号）において、清掃作業のために開放していた公用車のドアが強風により駐車中の小型自動車に接触し、車両を損傷させた。